童

第5節

投資関連協定

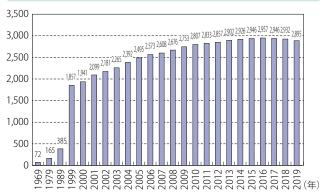
1. 世界の投資関連協定を巡る状況

1980年代以降、世界の海外直接投資は急速に拡大 しており、世界経済の成長をけん引する大きな役割を 果たしている。

海外直接投資の拡大を踏まえ、世界各国は、投資先 国における差別的扱いや収用(国有化も含む)などの リスクから自国の投資家とその投資財産を保護するた め、投資協定を締結してきた。投資ルールは、貿易に おける WTO 協定のような多国間協定がなく、二国間 若しくは地域協定が中心となっている。

世界の投資協定数は大きく増加しており、2019年 末時点で 2.900 件近くに達している (第 Ⅲ-1-5-1 図)。 国別では、ドイツ、中国、スイス、トルコ、英国、フ ランス、エジプトといった国々が100件以上の投資協 定を締結している。

第 Ⅲ-1-5-1 図 世界の投資協定数の推移



資料: UNCTAD「World Investment Report 2020」から作成。

2. 投資関連協定の主な規定内容

従来の投資協定は、投資受入国における投資財産の 収用や法律の恣意的な運用等のカントリー・リスクか ら投資家を守り、投資家を保護することを主目的とし て締結されてきた。こうした内容の協定は「保護型」 の投資協定と呼ばれ、投資財産設立後の内国民待遇や 最恵国待遇、収用の原則禁止および合法とされる収用 の要件と補償額の算定方法、自由な送金、締約国間の 紛争処理手続、投資受入国と投資家との間の紛争処理

等を主要な内容とする。1990年代に入ると、そのよ うな投資財産保護に加えて、投資設立段階の内国民待 遇や最恵国待遇、パフォーマンス要求⁹の禁止、外資 規制強化の禁止や漸進的な自由化の努力義務、透明性 確保(法令の公表、相手国からの照会への回答義務等) 等を盛り込んだ「自由化型」の投資協定が出てきた(第 Ⅲ-1-5-2 表) 10。

例えば、投資受入国が一定の現地部材 (ローカルコンテンツ) 比率を満たすことや、製造したものの総量のうち一定の比率を輸出するこ と等を投資活動に関する条件として要求すること。

¹⁰ 代表的なものとして我が国の場合、二国間 EPA の投資章や、日韓、日・ベトナム、日・カンボジア、日・ラオス、日・ウズベキスタン、 日・ミャンマー投資協定等がこのタイプに当たる。

第Ⅲ-1-5-2表 投資関連協定の主な内容

- 1. 投資財産の保護&投資家に対する公正な待遇
- ①一度受けた事業許可を後で撤回されない
- ②事業資産を収用・国有化されない
- ③規制が強化されたことによって事業が継続できなくなる事態を防ぐ(間接収用 "indirect expropriation")
- ④相手国政府と締結した投資契約・コンセッション契約が遵守される(アンブレラ条項)
- ⑤日本への送金の自由が確保される
- 2. 現地資本以外の企業(外国企業)との間で差別的な待遇を禁止(最恵国待遇(MFN))(自由化型協定では投資設立段階も含む)
- 3. 現地資本企業との間で差別的な待遇を禁止(内国民待遇(NT))(自由化型協定では投資設立段階も含む)
- 4. 投資家及び投資財産に対して、公正かつ衡平な待遇(FET:Fair and Equitable Treatment)を与える義務
- 5. 協定によっては、次のような投資許可要件を禁止しているものもある。(パフォーマンス要求 (PR) の禁止)(自由化型協定では投資設 立段階も含む)
- ①一定割合・水準の物品・サービスを輸出するよう要求すること
- ②一定割合・水準の現地調達を達成するよう要求すること
- ③現地の物品・サービスを購入、利用又は優先するよう要求すること
- ④輸入量・輸入額を、輸出量・輸出額又は外貨の獲得量と関係づけるよう要求すること
- ③生産した物品・サービスの国内販売量・販売額を、輸出量・輸出額又は外貨獲得量と関係づけるよう要求すること
- ⑥輸出又は輸出のための販売を制限するよう要求すること
- ⑦取締役、経営者等が一定の国籍であることを要求すること
- ⑧現地資本のパートナーに技術移転するよう要求すること
- ⑨一定地域の管理拠点(headquarter)を現地に置くよう要求すること
- ⑩一定割合・一定人数の現地人を雇用するよう要求すること
- ⑪現地で一定程度の研究開発予算を投じるよう要求すること
- ⑫一定地域に対して、排他的に産品を供給するよう要求すること(他国に別の供給拠点を設立しないこと)
- ③ロイヤリティの額、率を一定の水準以下にすること
- 6. 紛争処理手続
- ①締約国間
- ②投資受入国と投資家
- 7. 法令や制度の公開による透明化や法令改正時のパブリックコメントの実施(自由化型協定では投資設立段階も含む)

備考:協定により具体的な規律等は異なる。

資料:経済産業省作成。

3. エネルギー憲章条約の主な規定内容

投資関連協定と同じように、国際仲裁への付託を可 能とする条約としてエネルギー憲章条約がある。1998 年に発効したエネルギー憲章条約は、エネルギー分野 における投資の保護及び自由化に関し、一般的な二国 間の「保護型」の投資協定と類似の内容(締約国が外 国投資家の投資財産に対して内国民待遇(NT)又は 最恵国待遇(MFN)のうち有利なものを付与すること、 一定の要件を満たさない収用の禁止、送金の自由、紛

争解決手続等) について規定している。エネルギー憲 章条約の締約国は、2021年3月現在で東欧や EU 諸 国等50か国及び2国際機関である。なお、ロシア、 豪州、ベラルーシ、ノルウェーは署名したものの未批 准であり、また、オブザーバー参加にとどまる国及び 国際機関等(米国、カナダ、中国、韓国、WTO、 OECD、IEA、ASEANなど)も存在する。

章

 \mathbf{III}

4. 我が国の投資関連協定を巡る最近の状況

2019年10月時点で海外に拠点を構える日系企業の 数は 74.072 拠点を数えるに至り ¹¹、また、我が国の対 外直接投資は 2020 年に 187.753 億円となっている ¹²。

我が国から海外への投資が一層進んでいると同時 に、新興国を中心に世界の市場も急速な勢いで拡大を 続けており、日本企業や日系企業は、熾烈な海外市場 の獲得競争に晒されている。我が国経済成長をより強 固で安定的なものにしていくためには、貿易投資立国 としての発展を目指し、世界のビジネス環境をより一 層整備していく必要がある。かかる観点から、投資家 やその投資財産の保護、規制の透明性向上、機会の拡 大等について規定する投資協定及び投資章を含む経済 連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)(以下、投 資関連協定)は、投資支援のツールとしての重要性を 一層増しており、日本政府は、他の経済政策と並び、 既存協定の改正を含む投資関連協定の締結を一層加速 し、投資環境の整備を進めている。

2016年5月に策定された「投資関連協定の締結促 進等投資環境整備に向けたアクションプラン」では、 2020年までに、100の国・地域を対象に投資関連協定 を署名・発効することを目指し、交渉相手国の選定に 当たっては、我が国から相手国・地域への投資実績と 投資拡大の見通し、我が国産業界の要望、外交方針と の整合性、相手国・地域のニーズ等を総合的に勘案す

ることとしている。また、投資市場への新規参入段階 から無差別待遇を要求する「自由化型」の協定を念頭 に、高いレベルの質を確保するとともに、近年の経済・ 社会状況の変化も踏まえ、サービスや電子商取引等の 新たな分野を含めることも検討するなどして、新たな 企業活動にも対応した投資環境を作り上げることを目 指している。

我が国は、1978年、エジプトとの間での初の投資 協定の発効以降、これまで重要な経済関係を有するア ジア地域の国々を中心に、投資関連協定を締結してき た。特に、最近の状況としては、2016年5月のアクショ ンプランの策定以降、14件の投資関連協定に署名、 15件が発効しており、現在、合計で54件(79の国・ 地域)に署名、うち49件が発効しているほか、19件 につき交渉を継続しており、交渉中のものが発効する ことになれば94の国・地域をカバーすることになる (2021年3月現在) (第Ⅲ-1-5-3表)。特に、日本企 業の海外投資活動がより広範囲なものになる中、 CPTPP、日 EU·EPA、日 ASEAN 経済連携協定、 さらに、RCEP協定など、多国間の投資関連協定の交 渉・締結にも積極的に取り組んできた。

今後も、産業界のニーズや相手国の事情に応じなが ら、新規協定の締結及び既存協定の改正に向けた交渉 を一層積極的に進めていく必要がある。

¹¹ 外務省「海外在留邦人数調査統計」(令和2(2020)年版)参照。

¹² 財務省「対外・対内直接投資の推移」参照。

第Ⅲ-1-5-3表 我が国の投資関連協定締結状況(署名済みの国)

| 締結相手国(地域を含む) | 署名 | 発効 |
|-----------------|-------------|-------------|
| エジプト | 1977年1月28日 | 1978年1月14日 |
| スリランカ | 1982年3月1日 | 1982年8月7日 |
| 中国 | 1988年8月2日 | 1989年5月14日 |
| トルコ | 1992年2月12日 | 1993年3月12日 |
| 香港 | 1997年5月15日 | 1997年6月18日 |
| パキスタン | 1998年3月10日 | 2002年5月29日 |
| バングラデシュ | 1998年11月10日 | 1999年8月25日 |
| ロシア | 1998年11月13日 | 2000年5月27日 |
| シンガポール(経済連携協定) | 2002年1月13日 | 2002年11月30日 |
| 韓国 | 2002年3月22日 | 2003年1月1日 |
| ベトナム | 2003年11月14日 | 2004年12月19日 |
| メキシコ(経済連携協定) | 2004年9月14日 | 2005年4月1日 |
| マレーシア(経済連携協定) | 2005年12月13日 | 2006年7月13日 |
| フィリピン(経済連携協定) | 2006年9月9日 | 2008年12月11日 |
| チリ(経済連携協定) | 2007年3月27日 | 2007年9月3日 |
| タイ(経済連携協定) | 2007年4月3日 | 2007年11月1日 |
| カンボジア | 2007年6月14日 | 2008年7月31日 |
| ブルネイ(経済連携協定) | 2007年6月18日 | 2008年7月31日 |
| インドネシア(経済連携協定) | 2007年8月20日 | 2008年7月1日 |
| ラオス | 2008年1月16日 | 2008年8月3日 |
| ウズベキスタン | 2008年8月15日 | 2009年9月24日 |
| ペルー | 2008年11月21日 | 2009年12月10日 |
| ベトナム (経済連携協定)※1 | 2008年12月25日 | 2009年10月1日 |
| スイス(経済連携協定) | 2009年2月19日 | 2009年9月1日 |
| インド(経済連携協定) | 2011年2月16日 | 2011年8月1日 |
| ペルー (経済連携協定)※2 | 2011年5月31日 | 2012年3月1日 |
| パプアニューギニア | 2011年4月26日 | 2014年1月17日 |
| コロンビア | 2011年9月12日 | 2015年9月11日 |

| 締結相手国(地域を含む) | 署名 | 発効 |
|----------------|-------------|-------------|
| クウェート | 2012年3月22日 | 2014年1月24日 |
| 日中韓 | 2012年5月13日 | 2014年5月17日 |
| イラク | 2012年6月7日 | 2014年2月25日 |
| サウジアラビア | 2013年4月30日 | 2017年4月7日 |
| モザンビーク | 2013年6月1日 | 2014年8月29日 |
| ミャンマー | 2013年12月15日 | 2014年8月7日 |
| 豪州(経済連携協定) | 2014年7月8日 | 2015年1月15日 |
| カザフスタン | 2014年10月23日 | 2015年10月25日 |
| ウルグアイ | 2015年1月26日 | 2017年4月14日 |
| ウクライナ | 2015年2月5日 | 2015年11月26日 |
| モンゴル (経済連携協定) | 2015年2月10日 | 2016年6月7日 |
| オマーン | 2015年6月19日 | 2017年7月21日 |
| TPP(経済連携協定) | 2016年2月4日 | 未定 |
| イラン | 2016年2月5日 | 2017年4月26日 |
| ケニア | 2016年8月28日 | 2017年9月14日 |
| イスラエル | 2017年2月1日 | 2017年10月5日 |
| アルメニア | 2018年2月14日 | 2019年5月15日 |
| CPTPP (経済連携協定) | 2018年3月8日 | 2018年12月30日 |
| アラブ首長国連邦 | 2018年4月30日 | 2020年8月24日 |
| EU(経済連携協定) | 2018年7月17日 | 2019年2月1日 |
| ヨルダン | 2018年11月27日 | 2020年8月1日 |
| アルゼンチン | 2018年12月1日 | 未定 |
| ASEAN(経済連携協定) | 2019年2月26日 | 2020年8月1日 |
| モロッコ | 2020年1月8日 | 未定 |
| コートジボワール | 2020年1月13日 | 2021年3月26日 |
| 英国(経済連携協定) | 2020年10月23日 | 2021年1月1日 |
| RCEP(経済連携協定) | 2020年11月15日 | 未定 |
| ジョージア | 2021年1月29日 | 未定 |

※ 1:2004 年 12 月 19 日に発効した日・ベトナム投資協定の内容が組み込まれている。 ※ 2:2009 年 12 月 10 日に発効した日・ペルー投資協定の内容が組み込まれている。

備考 1:台湾とは民間窓口機関の取決めが 2011 年 9 月 22 日に署名されており、2012 年 1 月 20 日に手続が完了している。

資料:経済産業省作成。

5. 今後の課題

多くの投資関連協定では、「投資家対国家(投資受 入国)」の紛争解決手続 (ISDS) を設けている。これは、 投資受入国が協定の規定に反する行為を行ったことに より投資家が損害を被った場合、投資家が投資受入国 との紛争を ICSID ¹³ 仲裁規則や UNCITRAL ¹⁴ 仲裁 規則に基づく国際仲裁に付託することを認めるもので ある。

近年、この ISDS を投資関連協定に含めることを好 まない国が増加している。これらの国は、ISDS に投 資家寄りの制度的なバイアスが存在すると主張し、国 家主権や柔軟な政策幅を確保する必要があることを根 拠として挙げている。

¹³ International Centre for Settlement of Investment Disputes (投資紛争解決センター): 世界銀行グループの 1 機関である常設の仲裁機関。 所在地はワシントン D.C.。

¹⁴ United Nations Commission on International Trade Law (国際連合国際商取引法委員会): 所在地はオーストリア(ウィーン)。

例えば、ブラジルは、ISDS は憲法に反するとして、 これまで ISDS を含む投資関連協定を締結していない 他、南アフリカ、ベネズエラ、ボリビア、エクアドル、 インドネシア等は、ISDS を含む投資関連協定を破棄 した又は破棄する動きを見せている。なお、ベネズエ ラ、ボリビア、エクアドルは近年 ICSID を脱退して いる。

また、ISDS を投資関連協定に含めること自体は否 定しないものの、インドやナイジェリア等、ISDS に 国内裁判所への訴えを要件とすることを自国の新たな

モデル投資協定に規定する国もある。

このような状況の中、UNCITRALでは2017年か ら ISDS 改革について議論が行われる等多国間の枠組 みでの検討も進められている。

このような傾向は ISDS が投資家救済の観点から一 定の成果をあげたことの裏返しでもあるが、将来にお ける ISDS 活用の余地が狭められることにつながる懸 念もあることから、国際的な動向を注視しつつ、必要 な対応を検討していく必要がある。